

(表面)

パートナーからの暴力に 悩んでいませんか。



殴る・蹴る・髪をひっぱる・大声で怒鳴る・交友関係を制限する・生活費を渡さない・暴言を繰り返す・性行為や中絶の強要……
暴力には様々な形があり、相手の性別や年齢、国籍を問わず、決して許されるものではありません。

あなたと、あなたの大切なひとを守るために
わたしたちがサポートします。
ひとりで悩まずご相談下さい。



相談機関は裏面をご覧ください **山梨県**

(裏面)

まずはお電話を。あなたのお話をお聞かせください。

※原則として年末年始を除きます。

相談機関名	電話番号	相談時間等
配偶者暴力相談支援センター (女性相談所)	055-254-8635	9:00~20:00 月~金
配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画推進センターひゅあ総合)	055-237-7830	9:00~17:00 第2・第4月曜日を除く毎日
山梨県警察総合相談室 (または最寄りの警察署)	#9110 <small>緊急の場合は 110番通報を!</small>	24時間対応 (土・日・祝日・夜間は、警察署 の日(宿)直警察官が対応)
女性の人権ホットライン (甲府地方方法務局人権擁護課)	0570-070-810	8:30~17:15 月~金

相談無料・秘密は厳守します。